

鳥取県新規種子生産者定着促進支援事業費交付金交付要綱

制定 令和7年5月26日付第202500052082号
鳥取県農林水産部長通知

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県新規種子生産者定着促進支援事業費交付金（以下「本交付金」という。）の交付について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）、持続的生産強化対策事業推進費補助金等交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第3174号農林水産事務次官依命通知）、持続的生産強化対策事業実施要領（令和4年4月1日付け3農産第3175号農林水産省農産局長通知。以下「国要領」という。）及び規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本交付金は、持続的な主要農産物の種子生産の実現に向け、新規種子生産者の定着促進を図ることを目的として交付する。

(交付金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「対象事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本交付金を交付する。

- 2 本交付金の額は、別表の第3欄に掲げる経費の範囲内で知事が定める額とする。
- 3 本交付金の交付を受ける者（以下「交付事業者」という。）は、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、対象事業の実施に当たっては、県内事業者（同条例第2条第1項の「事業者」の定義に従い、県内に本店、支店、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設を有して事業活動を行う者をいう。以下同じ。）への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本交付金の交付申請は、知事が別に定める日までに行わなければならない。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第5条 本交付金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から起算して、知事が、その財源に充当する国の交付金の交付を申請してから当該交付の決定を受ける日までの日数に30日を加えた日数が経過する日までの間に行うものとする。

- 2 本交付金の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更等は、別表第5欄に定めるもの以外の変更等とする。

- 2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。この場合において、同項中「財源に充当する国の交付金の交付を申請してから当該交付の決定」とあるのは、「変更等について中国四国農政局長の承認を申請してから当該承認」と読み替えるものとする。

(遂行状況の報告)

第7条 交付事業者は、本交付金の交付決定を受けた年度（以下「交付決定年度」という。）の12月31日現在において、事業遂行状況報告書（様式第3号）を作成し、翌月15日までに知事に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告のほか、知事は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、交付事業者に対して当該対象事業の遂行状況について報告を求めることができるものとする。

(実績報告の時期等)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、対象事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日と交付決定年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日
- (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、対象事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

(額の再確定)

第9条 交付事業者は、規則第18条第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、対象事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の交付金に代わる収入があったこと等により対象事業に要した経費を減額すべき事情がある場合には、知事に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を速やかに提出するものとする。

- 2 規則第17条第1項及び第2項の規定並びに前条第2項の規定は、前項の実績報告書の提出について準用する。

(雑則)

第10条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本交付金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年5月26日から施行する。

別表（第3条関係）

1 対象事業	2 事業実施 主体	3 交付対象経費	4 交付率	5 重要な変更
新規種子生産者定着促進支援事業	農業者の組織する団体	新たに種子生産に取り組む農業者に対する種子生産面積に応じた支援に要する経費（国要領別紙1-2のⅡの第1の2に掲げる要件を全て満たす場合に限る。）	定額	1 交付事業者の変更 2 事業の新設、中止又は廃止 3 事業費の30%を超える増又は本交付金の増 4 事業費又は本交付金の30%を超える減